

《相談から実行までの流れ》

STEP 01

相談

無料相談

まず、お電話にてご相談の申し込みをしていただきます。「相続のことで」と仰っていただくとスムーズです。ご相談は基本的に当事務所でお受けいたしますが、お客様の要望により、私たち税理士がお伺いさせていただくことも可能です。お気軽にお問い合わせください。

STEP 02

試算

相続税額シミュレーション

資産の“たな卸し”をいたします。

【用意していただく書類等】

- ・固定資産の一覧表
- ・相続人の氏名・続柄・生年月日等
- ・借入金・預貯金・有価証券等の残高一覧表(概算)

STEP 03

提案

「現状分析」および「対策プラン」を提案

あなた様の考え、夢を聞かせていただき、やらなければならない課題を明らかにしてまいります。更に課題を解決するための対策プランをご提案いたします。

STEP 04

実行

対策プラン「実行」のお手伝い

プランは実行されてはじめて効果を生みます。あらゆる方向から考察した最適なプランを実行できるようお手伝いいたします。

Q

費用や契約はどうしたらよいでしょうか？

A

STEP2以降は別途契約となります。
作業着手前に、見積書をご提案させていただきます。

※このパンフレットは平成29年10月1日の法令に基づいて作成されています。
※相続税申告に付随する土地の権利の登記(相続登記)など一定の業務について、弊社から司法書士その他の専門家に委託することがあります。

《相続問題解決メニュー》

相続税額シミュレーション

生前相続

■ 節税対策 “相続税の税率は10～55%と高額です”

実際に相続があった時に納める税金をできるだけ少なくするための節税対策は必須です。亡くなった後では、相続税を安くすることはほぼ不可能です。この会計では、二次相続まで含めて総合的に検討してご提案いたします。

ポイント! 多くの対策を組合せ、できるだけ早めに始めることにより大きな効果が得られます。

具体例

「不動産を活用して財産の評価の引き下げ」
「養子縁組による法定相続人の数を増やす」
「特例や税額控除の活用を検討」
「生前贈与による財産の減少」

■ 納税資金対策 “相続開始から10ヶ月以内に現金で一括納付が原則です”

いきなり多額の現金を準備できるならよいのですが、相続財産に不動産の割合が高い方、現預金が少ない方、相続人が現預金を持っていない方の場合、いまのうちから納税資金の準備をしっかりと行っておきましょう。一例として、生命保険の活用が挙げられます。生命保険金は一定額まで非課税で、また相続人固有の財産として他の財産と切り離されるため有効な準備といえます。

ポイント! 生命保険金は一定額まで非課税です。

■ 遺言書作成サポート “遺産の分け方を事前に決めておくのが遺言です”

「遺言なんて、まだ早い…」そう思われていませんか。円満な遺産分割のために、誰に何を残すかを決めておくことは重要です。遺言書があれば親族以外にも財産を残せるなど、亡くなった後にも自分の意思を活かすことができます。しかし遺言書にある財産の分割の仕方によって相続税額に大きな違いが出ることはあまり知られていません。また、その分割が他の相続人の権利を侵害してしまうかもしれません。

ポイント! 専門家の見地から、遺言書のメリットや注意点を説明します。

■ 贈与税の申告 “贈与税は課税時期を選択できるので、対策として有効です”

相続は発生する時期を選べませんが、贈与は課税される時期を選択できるので、対策としては有効です。財産を贈与する場合、一年間110万円までは贈与税はかかりません。また、婚姻期間が20年以上の配偶者に対して、自宅や自宅の購入資金を贈与する場合には110万円のほかに2,000万円の特別控除を受けることができます。また課税を将来に繰り延べる「相続時精算課税贈与」という方法もあります。

ポイント! 子供の住宅購入資金や孫の教育資金として、まとまった金額を非課税で贈与することも可能です。

■ 相続税の申告 “平成27年の税制改正により、課税の対象となる方がこれまでよりも増えました”

相続は人生で1度あるかどうかというほど非日常的な出来事です。また、相続税の申告という「多くの財産を持っている一部の資産家のためのもの」といったイメージがあったと思います。基礎控除が引き下げられたいま、亡くなられた方の財産(預金・不動産・有価証券等)は基礎控除額を下回っていますか?一度、思い返していただく必要があります。

ポイント! 税理士法人この会計は、年間の申告実績が20件以上と地域では有数の実績があります。安心してお任せください。

■ 相続人の調査 “だれが相続人なのか迷うことはないと思いませんか?”

戸籍から思わぬ婚外子や養子縁組が明らかになることがあります。住んでいる自宅がご先祖様の名前のままになっているケースもありました。被相続人やその宅地の相続権を持つ人を選んで確定させなければ相続の手続きが進まないことがあります。

ポイント! 税理士は職種で戸籍の調査が可能となっていますのでご相談ください。

■ 非上場株式の評価 “会社の経営者で最も注意が必要なのは、自社株式の評価です”

事業継承とも深くかかわるので、事前の対策が必須といえます。暦年贈与と絡めた自社株式の評価をスポットでお受けしております。